

本学の臨床実習における指導歯科医、指導補助歯科医の要件

1. 指導歯科医

本学の臨床実習における指導歯科医は、以下に示す要件を満たした歯科医師とする。

「臨床経験年数が5年間以上（卒後6年目以上）の教員およびレジデント」

ただし、臨床経験年数が4年間以下（卒後5年目以下）の場合であっても、学長、病院長またはセンター長、臨床教育委員長が認めたものについては指導歯科医として認めることがある。

なお、原則として以下のいずれかの資格を取得していること。

- ・ 歯学生共用試験臨床実習前 OSCE の認定評価者
- ・ 歯学生共用試験診療参加型臨床実習後 PX の認定評価者
- ・ 歯科医師臨床研修指導歯科医講習会の修了者

2. 指導補助歯科医

本学の臨床実習における指導補助歯科医は、以下に示す要件を満たした歯科医師とする。

「臨床経験年数が1年間以上5年間未満（卒後2年目以上、6年目未満）」